

納 税 証 明 書 提 出 区 分

- 国税及び都道府県税並びに市町村税を滞納している者は申請できません。
- 本店のみの場合は下記①の区分により納税証明書を提出してください。
- 本店及び受任先がある場合については、下記①・②の区分により納税証明書を提出してください。
- 本店・受任先のほか、当企業構成市町（福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町）内に営業所等を有する場合には、本店・受任先とは別に、さらに下記③の区分により納税証明書を提出してください。

※ 納税証明書は、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

① 本店

- a 構成市町内に所在する場合
 - 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し（直前1年分）
 - 法人市（町）民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- b 構成市町外に所在する場合
 - 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し（直前1年分）

② 受任先

- a 構成市町内に所在する場合
 - 法人市（町）民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- b 構成市町外に所在する場合
 - 法人事業税の納税証明書又は写し（直前1年分）

③ 構成市町内営業所等

- 法人市（町）民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書又は写し（直前1年分）

例1 本店が東京、受任先は東北支社（仙台市）、営業所が福島市にある場合

- ① 本店分は、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ② 受任先分は、法人事業税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ③ 営業所分は、法人市（町）民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書又は写し（直前1年分）

例2 本店が東京、受任先は東北支店（仙台市）、営業所が県内では郡山市にある場合

- ① 本店分は、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ② 受任先分は、法人事業税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ③ 営業所分は、提出の必要なし

例3 本店が仙台市、受任先は福島支店（福島市）の場合

- ① 本店分は、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ② 受任先分は、法人市（町）民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ③ 営業所分は、提出の必要なし

例4 本店が仙台市にあるのみの場合

- ① 本店分は、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ② 受任先分は、提出の必要なし
- ③ 営業所分は、提出の必要なし

例5 本店が福島市にあるのみの場合

- ① 本店分は、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し（直前1年分）
法人市（町）民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書又は写し（直前1年分）
- ② 受任先分は、提出の必要なし
- ③ 営業所分は、提出の必要なし

その他不明な点については、お問い合わせ下さい。